

天理市公告第 30 号

令和 8 年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 4 5 年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和 8 年 5 月 13 日

天理市長 並河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第 9 処理分区	富堂町の一部